

令和5年(2023年)2月9日
総務企画委員会
報告事項資料
財政部税制課

特定個人情報保護評価（地方税の賦課徴収に関する事務（滞納整理事務を除く））再実施に伴う パブリックコメントの実施について

1 報告趣旨

国民がマイナポータル等から登録した公金受取口座情報は、マイナンバーとともに登録されることから特定個人情報に位置付けられる。令和6年(2024年)1月稼働予定の新総合税システムでは、提供される公金受取口座情報をシステム連携し、地方税の還付事務に利用することが可能となる。公金受取口座情報の提供を受けるに当たり、特定個人情報保護評価書（※1）「地方税の賦課徴収に関する事務（滞納整理事務を除く）」は、評価対象者数が30万人以上であるため、「全項目評価」を再実施する。全項目評価書についてはパブリックコメントの実施が義務付けられているため、その内容について報告する。

なお、修正した保護評価書の公表は、新総合税システムのパッケージシステム適用（令和5年（2023年）7月予定）までに行わなければならないため、本委員会において報告を行うものである。

2 報告内容

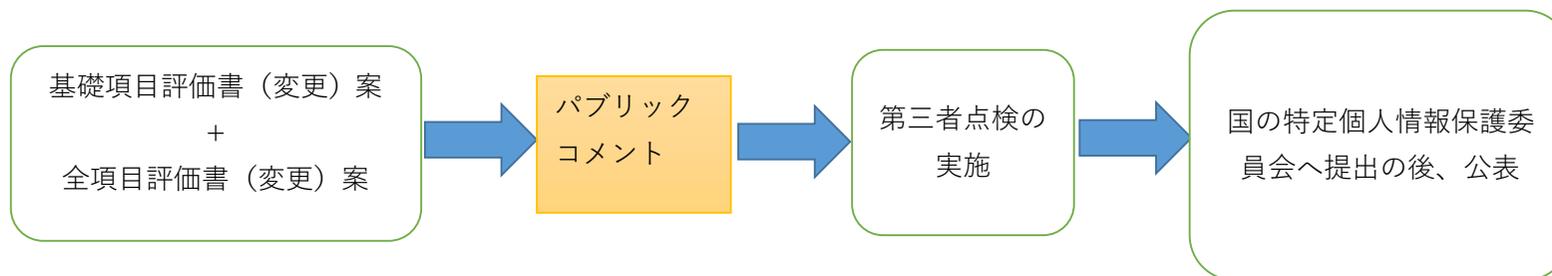
（1）素案の内容

従来の「地方税の賦課徴収に関する事務（滞納整理事務を除く）」全項目評価書の内容に、公金受取口座情報の利用に関する追記・修正を行い、特定個人情報全項目評価の再実施を行う。

（2）追加する内容

公金受取口座情報利用に関する事務の内容、根拠法令、リスク対策

(3) 特定個人情報保護評価のイメージ



(4) パブリックコメントの実施

- ア 期 間 令和5年（2023年）3月1日（水）から令和5年（2023年）3月31日（金）まで
- イ 周知方法 広報はちおうじ3月1日号、市ホームページ
- ウ 閲覧場所 財政部税制課、市政資料室、市民部事務所、市民センター、図書館
- エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、税制課窓口への提出

(5) 今後のスケジュール

- ア 令和5年（2023年）5月 特定個人情報保護評価 第三者点検
- イ 令和5年（2023年）6月～7月 特定個人情報保護評価書の提出・公表
- ウ 令和6年（2024年）1月以降 公金受取口座情報の利用開始（システム機能が整い次第）

※1「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等が、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものである。（特定個人情報保護評価指針より抜粋）